

議案第 2 2 号

**長岡市・与板町合併協議会新市建設計画策定小委員会  
設置要綱について**

長岡市・与板町合併協議会新市建設計画策定小委員会設置要綱について、別紙のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 月 2 6 日提出

長岡市・与板町合併協議会  
会長 森 民 夫



# 長岡市・与板町合併協議会 新市建設計画策定小委員会設置要綱（案）

## （趣旨）

第1条 新市建設計画案を策定するため、長岡市・与板町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第1項の規定に基づき、長岡市・与板町合併協議会（以下「協議会」という。）に新市建設計画策定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置することとし、その組織及び運営に関しては、同条第2項の規定に基づく長岡市・与板町合併協議会小委員会規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、規程第9条の規定に基づき、この要綱に定めるところによるものとする。

## （所掌事務）

第2条 小委員会は、規約第3条第2号に定める事務に関し、必要な調査、審議等を行い、新市建設計画案を策定するものとする。

## （組織）

第3条 小委員会は、次に掲げる委員7人をもって組織する。

- (1) 規約第7条第1項第2号に規定する両市町の助役又は当該市町の長が指定する当該市町の職員 各1人
- (2) 規約第7条第1項第3号若しくは第4号に規定する両市町の議会の議長若しくは議員又は同項第5号に規定する両市町の住民の代表のうちから両市町において互選により選出された者 各1人
- (3) 規約第7条第1項第6号に規定する学識経験を有する者 3人

## （報償費及び費用弁償）

第4条 小委員会の委員及び規程第5条第4項の規定により委員長が出席を求めた者の報償費及び費用弁償は、協議会の委員に準ずる。

## （委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年1月26日から施行する。



### 新市建設計画策定体制イメージ図

